

第5 弁護士専門認定制度の意義と課題

1 その必要性和今日的課題

弁護士を利用する国民からの意見として、紛争を抱えている事件をどの弁護士がやってくれるのか、その事件に関して専門家としての弁護士がいるのか、個々の弁護士はどのような分野を専門としているのかなど、あまりにも弁護士に関する情報が少なく、アクセスできないという不満が聞かれる。

この不満の内容には、2つの意味が込められているものと考えられる。1つは、まさに特定の分野における専門家としての弁護士を知りたいという需要である。もう1つは、専門家ではなくても、紛争を抱えている問題について取り扱ってくれる弁護士がいるかどうかを知りたいという需要である。前者が、専門認定制度の必要性につながるものであり、後者が、取り扱い業務の内容についての情報を提供すべきという必要性である。

東京弁護士会では、主としてこの後者の要望に応じるべく、2000（平成12）年10月1日から弁護士情報提供制度を発足させている。この制度は、現在、日弁連が全国の弁護士の情報を提供する「弁護士情報提供サービスひまわりサーチ」というネット検索システムに吸収されている。弁護士情報の提供という面では、取扱分野に対する国民の需要に応えようとしたものである。

弁護士専門認定制度は、以上の必要性和とともに、広告問題とも密接に関係している。広告が自由化しても、未だ専門家の認定制度がないため特定分野での専門家という広告内容が認められないからである。広告も、国民に対する重要な情報源であることを考えると、弁護士会の広報だけではなく、個々の弁護士がその専門分野についての広告をできるようにすべき時がきていると考えられる。特に、先進国の中でこうした制度がないのは日本だけである点も国際的な状況としては考慮しなければならないであろう。

2 外国の実情

米国ではベイツ判決以後広告が自由化されたが、そこで「〇〇専門家」という表示が氾濫し、このような広告から利用者が惑わされることのないよう、弁護士会が中心となって、専門家表示に一定の要件を定めるようになった。この要件を満足させるものとして、専門認定制度が定着していったのである。現在、各州がその専門認定資格を任意団体又は弁護士会で定めるが、その認定要件の内容は、一定の研修への参加、実務経験、取り扱い事件の集中度等となっている。特に特徴的なのは、消費者の保護のための制度として、この制度が発展していったという経緯である。

ドイツでは、労働裁判所、行政裁判所、社会保障関連の裁判所等の特別裁判所の発達とともに、それに対応できる弁護士を専門家として認定し、労働法、租税法、社会保障法、行政法、家族法、刑事法、倒産法の分野として認定するようになってきている。しかし、現代では、さらに細かい分類に移行しようとしている。アメリカと異なり、スペシャリストという意味付けが基本である。そ

の認定機関は、任意団体の弁護士協会である。また、この専門弁護士制度の発足と共に、特に多く扱っている事件の表示を認めることとなり、専門弁護士制度と共にこのような表示が国民の弁護士利用の際の情報提供となっている。

イギリスでは、法律扶助の発達により、税金によって法律事務を行う者(法律扶助事件担当者)は、一定の資格を要するという事で、分野によりローソサイエティが認定する一定の資格を要する。分野として、人身傷害、医療過誤、都市計画、支払い不能、精神衛生、子の監護、家族法の分野がある。

フランスでは、1991(平成3)年11月27日のデクレにより専門家の呼称が認められ、身分法、刑事法、不動産法、農事法、環境法、公法、知的財産法、商事法、会社法、租税法、社会法、経済法、執行法、EC共同体法、国際関係法の分野がある。いずれも4年の実務経験の後に試験を受けるというもので、各法律分野の支配的な人物が、その分野を支配するという動機が強いと批判されている。

3 医師における専門性との類似性

日本の医師に対する専門性についても、上記の弁護士に対する需要と同様なものがある。

開業医においては、従来から皮膚科、産婦人科、小児科などの広告などが各医師の判断により自由になされてきていた。いわば、医師における取り扱い業務の広告が自由になされていたことを意味するものである。

しかし、近年になり、医師にも専門性が求められるようになり、各分野での学会を中心として「認定医」制度が採られるようになってきている。この認定の要件は、各学会により異なるが、多くは、特定分野での実務研修と試験が要件とされている。その意味で医師の世界でも、一部を除いて統一的な専門認定制度はできていないのであるが、統一的な信頼性のある専門認定のシステムを作ろうとする状況は存在し、そのような方向に向けての議論がなされているようである。

4 弁護士会での議論の推移

東京弁護士会の業務改革委員会は、東弁での仮案として2001(平成13)年に「法律研究部に3年在籍して5人以上の部員の承認を得たもの又は弁護士情報提供システムの要経験分野に登録して3年を経験して、同じ分野で5人以上の承認を得たもの」に専門認定するとの検討案を作成し、2002(平成14)年には、第2次試案として、「原則5年の経験年数、事件数、研修の履行等を条件とした専門認定制度」を提案した。

どのような分野が、専門分野として需要があるかに関しては、東弁の研究部の存在及び東弁が弁護士の情報提供制度において「要経験分野」として情報提供していた分野が参考となる。

次の問題として、どのような認定基準で行うかであるが、医師の世界での要件、外国の制度などから考えられるものとして、①実務経験年数、②専門分野での経験、③継続研修、④同僚評価、⑤試験、⑥面接、⑦調査書等がある。

日本では経験年数等の量評価は難しく、継続研修によるものは容易で効果的であり、同僚評価や試験は誰がやるかという困難な問題がある。

この問題は、日弁連業務改革委員会でのプロジェクトチームでも「普通の弁護士がやる分野は、差別化反対」という意見があるために、会内のとりまとめが難しい状況にあるが、全国の単位会の意見を集約し、2005（平成17）年9月に次の通りの答申書を提出している。

【弁護士の専門性の強化方策と「専門認定制度」の検討及び弁護士会による弁護士情報の公開開示の方策に対する答申】

弁護士の専門性の強化方策と「専門認定制度」の検討及び弁護士会による弁護士情報の公開開示の方策につき、以下の通り答申する。

- ① 弁護士の専門性の強化方策としての「弁護士専門認定制度」の導入は、時期尚早と考える。
- ② 市民、社会の専門性の要求に応え、さらに将来の専門認定制度創設のために「専門登録制度」の導入について具体的な検討をすべきである。
- ③ 弁護士個人の広告による専門性表示に関しては、弁護士広告が自由化になり4年半以上経過しても低調である現状に鑑み、従前のガイドラインは維持するものの、専門登録制度、専門研修制度の進捗状況を勘案して、将来における緩和の方向を検討すべきである。
- ④ 弁護士会広報としての弁護士情報の提供につき、大半の弁護士会が名簿情報程度にとどまっている現状は不十分であるので、取扱業務、得意分野等の情報提供を積極的に推し進めるべきである。
- ⑤ さらに、日弁連は各単位会に対し、市民に対する弁護士情報の提供をより一層促進する為に、以下のアクションプログラムを提案する。

1年目 全国の単位会がホームページにより弁護士情報の提供を行う。

2年目 会員の5割が取扱分野を登録するように働きかける。（但し、大単位会は3割。）

3年目 取扱分野の登録は、単位会の8割を目標とする。（大単位会については5割。）

その後、専門分野登録や専門研修受講認定などの専門分野に関する諸制度を立ち上げる。

5 日弁連での現在の議論状況

弁護士業務改革委員会において、2011（平成23）年10月に専門分野登録制度の推進のため、その運営主体、研修の実施方法、若手弁護士の支援方法、弁護士会の責任などの検討課題を将来的に確認するためにも、パイロット分野を設定し、制度の推進をすべく提言している。しかし、日弁連理事会において、「時期尚早」との結論となり、現時点では、日弁連で「専門」性を付与する制度は、当面できないということとなった。

しかし、国民の要望を放置することもできないことから、現在、日弁連業務改革委員会で再度検討を始めるべきという方向性での議論が進んでいる。